自動分割分包機
仕様書

道志村住民健康課

令和8年11月

自動分割分包機仕様書

１　事業名　：　道志村国民健康保険診療所設備整備事業

２　設置場所　：　山梨県南都留郡道志村7710番地

３　購入物品　：　自動分割分包機仕様書

1	**自動散剤分包機本体は、以下の要件を有すること。**
・	本体寸法は、幅896×奥行500×高さ991（mm）以内であること。
・	本体制御は、本体シートキーならびにタッチパネルPCで制御可能なこと。
・	散剤・錠剤が分包可能なこと。
・	分包パターンが散・錠・散錠同時・散錠交互、さらに処方に応じた多彩なパターン分包が可能なこと。
・	散剤の分割数は、１～45包まで設定が可能なこと。
・	錠剤は1～999包が可能なこと。
・	錠剤の手撒きマス数は、45マスを有していること。
・	使用包装紙は、グラシン紙、TEXダイヤマット紙、分包フィルムドライマットの3種から選択が可能なこと。
・	包装サイズを70×60mm、70×70mm・70×80mm（標準）・70×90mmと薬剤の種類・錠数に合わせて最適なサイズが選択可能なこと。
・	分包速度は、高速モード（50包/分）・標準（40包／分）・低速（20包／分）であること。 また、印字の有無に分包スピードが左右されることがないこと。
・	空包設定が0・1・3・（4）と切り換え可能で、分包紙のロスを防止できる。
・	分包数のセットミスを防ぐために、分割板LEDを有していること。
・	錠剤のセット時に、MTU（MANUAL TABLET UNIT）が手前に引出可能かつ取り外し可能な設計で、場所を選ばず効率的な錠剤セットができること。また、視認性が向上することにより、MTUへのセットミスが起こりにくい機構となっていること。
・	ホッパー内の残薬処理は、高速振動式を採用することにより、静音性に配慮されていること。
・	ホッパーの素材は金属製で、薬剤の付着対策や着色対策が施されていること。
・	分包紙が半折紙で交換・セットが簡単に行えること。
・	薬剤が通過する経路の部品は、容易に取り外し・清掃が出来、清潔が保てること。
・	集塵機・掃除機のフィルターなどは、容易に交換可能なこと。
・	掃除機は、スイッチレスを採用し、掃除が手軽にできること。
・	掃除機は、サイクロン方式の集塵装置により、高い捕集率でコンタミネーションを防ぐこと。

2	**印字装置は、以下の要件を有すること。**
・	入力装置は、タッチパネルPCであること。
・	入力方式は、タッチパネル方式・キーボード方式であること。
・	印字パターンは、繰り返し・連続・繰り返し（交互）・連続（交互）から選択が可能なこと。
・	印字内容は、調剤日付（和暦選択可能）・服用日（和暦・アップ選択可能）・患者名（敬称印字選択可能）・患者コード・受付番号・処方区分・診療科・分包連番・分包連番/総包数・コメント・固定コメント・用法・薬品名（量）・曜日・画像が選択できること。
・	印字形式は、文字サイズ（4～72ポイント）・文字書体：フリーフォント（一部制限あり）・文字装飾（太文字・斜線・下線）・印字レイアウト（紙幅60・70mm/80・90mmで登録パターン数制限なし）から選択可能なこと。
・	トラブル時には、エラー表示を液晶画面に表示し、同時に復旧方法も表示するなどメンテナンスに配慮されていること。
・	熱転写式の採用により、分包後すぐ触っても印字内容が滲まないこと。
・	インクリボンの交換は着脱可能なカセット方式で容易に行えること。
・	MTU手撒き指示画面により、錠剤／カプセルのセット位置を表示できること。
・	印字の開始時点、終了時点を変更できること。
3	**納期及び納入先**
・	納期は、令和9年3月19日までとする。
・	納入場所は、道志村国民健康保険診療所内の指定場所とする。
・	搬入、据付、調整に関する全ての費用を本調達に含むこと(養生を含む)。
・	機器導入にあたっては、本診療所の業務に支障をきたさないよう、本診療所担当者と十分に協議すること。
・	搬入、据付、配線、配管、調整、環境整備等は、本診療所担当者の指示・立ち会いのもとで実施すること。
・	問題が発生した場合には速やかに報告を行い、本診療所と協議の上、対応策を決定、実施すること。

４　その他

（1）機器の搬入、組み立て、設置及び梱包材の廃棄等すべての経費を含むこと。

（2）機器が仕様を満たさないものであることが判明した場合は、無償で本仕様を満たすものに交換すること。

（3）納入、設置等の際、施設内での衛生面の配慮を怠らないこと。

（4）業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

（5）納入に当たっては、第三者災害に注意し、施設内で十分な安全管理を行うこと。また、施設等に損傷を与えないよう十分注意すること。万が一搬入による建物への損傷が発見された場合には、誠意をもって速やかに原状回復を行うこと。

５　業務打合せ記録簿

本事業の機器を設置する際には、道志村住民健康課と打合せを十分行い、打合せ記録簿を作成すること。

６　保証期間

当該機器の保証期間中に発生した故障等については、発注者の故意または過失によるものを除き、迅速に対応し、無償にて修理すること。

７　所管課

山梨県南都留郡道志村６１８１－１　道志村役場　住民健康課　国民健康保険担当
TEL　０５５４－５２－２１１３